

食中毒の発生について

1. 事件の概要

12 月 6 日 23 時 30 分、中野区弥生町在住の夫妻が近くの飲食店で、ふぐ刺しと皮及びふぐちりを喫食した。ふぐちりはふぐの内臓が含まれており、それを喫食した夫が 7 日 0 時 30 分頃、手足のしびれ、呼吸困難の症状を呈し、救急車で都立広尾病に搬入され、医師によりふぐ毒による食中毒と診断された。

ふぐは同年 10 月に親戚から家族用として送られたものをそのまま冷凍保存し、当日に解凍後調理し夫妻に提供したものであったが、当該施設はふぐ調理師がおらず、ふぐの認証も取得していなかった。

施設から収去したふぐ残品を、東京都健康安全研究センターで検査した結果、内臓、筋肉、エラ、皮からふぐ毒であるテトロドトキシンが検出された。

2. 違反の内容

- (1) 食中毒
- (2) 営業施設の施設基準違反（手洗設備の不備など）
- (3) 公衆衛生上講ずべき衛生基準の遵守違反

3. 原因施設

営業者名 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
屋号（業種） ■■■■■■■（飲食店営業）
営業所所在地 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

4. 処分（適用食品衛生法条項）

- (1) 営業停止命令 18 日間(第 6 条二号 不衛生な食品等の販売等の禁止)
平成 19 年 12 月 18 日から平成 20 年 1 月 4 日まで
(平成 19 年 12 月 7 日から 17 日まで営業を自粛。なお、営業停止日数は、
中野区食品衛生関係不利益処分取扱要綱実施要領の規定による。)
- (2) 施設改善命令(第 51 条の規定に基づく営業施設の基準)
- (3) 取扱改善命令(第 50 条第 3 項 衛生基準の遵守)

5. 告発

東京都ふぐの取扱い規制条例違反に基づく告発を、中野警察署に行なう。